

仕 様 書

件名 仙台市高速鉄道南北線電力需給
(契約電力7,000キロワット)

令和6年度

仙台市交通局鉄道技術部電気課

1 概要

この電力需給は、電気鉄道として負荷が移動するため、同一送電系統に属する2以上の需給地点において常時電気の供給を1需給契約として受けるもの（以下「総合契約」という。）とする。

(1) 件名

仙台市高速鉄道南北線電力需給（契約電力7,000キロワット）

(2) 需要場所

仙台市交通局 高速鉄道南北線（需給地点は、別紙1のとおり。）

(3) 業種及び用途

公営鉄道、仙台市高速鉄道南北線で使用する電力

2 仕様

(1) 供給電気方式，供給電圧，周波数，計量電圧

別紙1のとおり

(2) 契約電力，予定使用電力量及び使用電力量実績

ア 総合契約電力 常時電力 7,000キロワット

総合契約電力とは、契約上使用できる最大電力をいい、各変電所に設置された30分最大需要電力計により計測される地点別最大需要電力の合計に総合率を乗じた値（以下「合成最大需要電力」という。）がこれを超えないものとする。

$$\begin{aligned} \text{総合率} &= \text{総合契約の契約電力} / \text{各変電所の地点別契約電力の合計} \\ &= 7,000 / (2,200 + 3,500 + 2,200 + 2,200) \\ &= 7,000 / 10,100 \\ &= 0.693 \text{ (69.3パーセント)} \end{aligned}$$

なお、基本料金，契約電力超過金，違約金等の計算には、全てこの総合契約の契約電力（7,000キロワット）を使用する。

また、各変電所の契約電力超過金，違約金等の計算には、各変電所の地点別契約電力に総合率を乗じた値を使用する。

イ 予定使用電力量（予測合計値）

28,933,942キロワット時

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで。毎月の詳細内訳は、別紙2のとおり。ただし、別紙2の各種数値は需給契約の量を約束するものではない。

ウ 使用電力量実績

毎月の詳細内訳は、別紙3のとおり。

- (3) 契約期間
令和6年4月1日午前0時から令和7年3月31日午後12時まで。
- (4) 電力量等の検針
別紙1の検針方法及び電力量計による。
- (5) 需給地点及び計量場所
別紙1のとおり。
- (6) 保安上の責任分界点及び電気工作物の財産分界点
別紙1のとおり。
- (7) 力率（予測平均値）
力率は、各変電所の地点別の昼間有効電力量と昼間無効電力量の各々の合計により総合力率を計算し、全変電所に適用する。毎月の詳細内訳は、別紙2のとおり。

3 その他

- (1) 料金その他の計算
 - ア 基本料金は、総合契約電力及び総合力率により算定する。
 - イ 電力量料金は、各変電所の地点別の計測値合計により算定する。
 - ウ 供給の制限または中止の料金割引は、制限または中止があった需給地点の制限または中止の時間数を各変電所の地点別契約電力の比によって修正した時間数により算定する。
 - エ 契約超過金は合成最大需要電力が総合契約電力を超過した場合に適用する。なお、契約超過金は合成最大需要電力から総合契約電力を差し引いた値により算定する。
- (2) 計量器の設置費用及び電気料金
料金の算定上必要な計量器及びその付属装置等の設置に伴う費用は、既存設備の改修も含めてすべて受注者の負担とする。また、計量器の稼働により生じる電気料金についても受注者の負担とする。
- (3) 電力供給体制の確保
受注者は、発電設備等に故障や障害が生じた場合においても、本契約に基づく電力供給に支障の無いよう供給体制を確保するものとする。なお、これに係る費用は本契約に含む。